

(目的)

第1条 小値賀町は、その活力の源泉となる若年層の移住・定住及び就労を促すため、奨学金等の返還義務を抱えながら町内で就労する者に対し、予算の範囲内において、おちカモン支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、小値賀町補助金等交付規則（昭和57年4月1日規則第4号）に定めるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年4月1日以降に小値賀町に移住し、次に掲げる基本要件の全て及び個別要件のいずれかを満たすことになった者とする。

(1) 基本要件

- ア 小値賀町に住民登録されていること。
- イ 補助金の申請資格選定後、初回の補助金交付日から、1年間以上本町に居住する意思があること。
- ウ 奨学金等の貸与を受けていること。（教育ローン以外の金融機関からの貸与は除く。）
- エ 補助金の交付申請時点で、補助対象となる期間に奨学金等の返還実績を有すること。
- オ 前居住地において市町村税を滞納していないこと。

(2) 個別要件

- ア 町内の本・支店、事業所等で就労、又は起業していること。ただし、居住又は転入事由が事業所等の人事異動又は研修異動等の場合を除く。
- イ 町内で農業、漁業、商工業等に就業していること。
- ウ 定住を目的とした研修生であること。
- エ その他町長が認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、奨学金等の返還に要する経費のうち、前条に規定する要件を満たして以降、交付申請する年に実際に返還する額とする。ただし、利子及び繰上げ返還額の増額分は含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、年額200,000円を上限とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 年度途中で転入した者については、年額の奨学金を日割り計算した額とする。

(資格選定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事前にその資格選定を受けるための申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請を行うための要件は、当該申請時に第2条に定める基本要件の全て及び個別要件のいずれかを満たしていること、又は当該申請をする年の3月31日までに第2条に定める基本要件の全て及び個別要件のいずれかを満たす見込みがあることとする。

- 3 第1項の申請は、町長が認めたもののほか、おちカモン支援補助金交付申請資格選定申請書（様式第1号）、及び誓約書（様式第2号）等を町長に提出することにより行うものとする。
- 4 町長は、第1項の申請を行ったものの中から、補助金の交付申請を行う資格を有する者（以下「申請資格者」という。）を、予算の範囲内で選定する。
- 5 前項の選定は、小値賀町まちづくり担い手育成審議会において行い、町長がこれを決定する。
- 6 町長は、選定の結果をおちカモン支援補助金交付申請資格選定通知書（様式第3号）、又はおちカモン支援補助金交付申請資格不選定通知書（様式第4号）により通知する。
- 7 町長は、申請資格者を選定したときは、おちカモン支援補助金申請資格者台帳にその旨を登録するものとする。
（交付申請及び請求）

第6条 申請資格者は、おちカモン支援補助金交付申請書兼請求書（様式第5号）に、就労証明書（様式第6号）、及び奨学金を振り込んだ通帳の写し等の必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 交付申請及び請求は、年度内に2回を上限とする。
（補助金の交付決定及び交付）

第7条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、おちカモン支援補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に速やかに通知するものとする。
（届出の義務）

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請資格者としておちカモン支援補助金申請資格者台帳にその旨を登録されている間に氏名、住所、就労環境その他重要な異動があった場合には、直ちに身上異動届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。
（申請資格の喪失）

第9条 申請資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 申請資格者となった際に満たしていた第2条に規定する基本要件のいずれかひとつ又は個別要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 初回の補助金交付日から起算して、1年未満で本町から転出したとき。
- (3) 申請資格者となった時、毎年度交付申請の受付期間中に1度でも交付申請を行わなかったとき。
- (4) 死亡したとき。

- 2 申請資格者は、前項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- 3 第1項第4号の場合において、その遺族は、直ちに死亡届（様式第9号）に戸籍謄本を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の返納）

第10条 町長は、受給者若しくは連帯保証人が虚偽の内容の申請、報告を行った場合、全部又は一部の補助金の交付決定を取り消すことができ、かつ、当該補助金の全額に相当する額を返納させることができる。

- 2 受給者が納期日までに補助金を返納しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの

日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

3 前2項の規定による補助金の返納及び延滞金は、町長が必要と認める場合には、減免することができる。

(返納方法)

第11条 前条に規定する補助金の返納等は、納付書等により行うものとする。

(類似制度の利用)

第12条 補助金の受給者は、この補助金のほか、この要綱に基づく制度と類似した補助金等を受給することができる。

2 前項の場合において、受給した補助金額の合計が、奨学金等の返還に要する額を上回ることが明らかになったときには、町長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、かつ、受給した補助金額の合計と奨学金等の返還に要する額との差額に相当する額について、補助金の返還を求めることができる。

(要綱の見直し)

第13条 この要綱は、施行の日から3年を超えない期間ごとに、社会状況の変化やこの要綱の推進状況を検証し、その結果に基づいて見直しを行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号 (第5条関係)

年度おぢカモン支援補助金交付申請資格選定申請書

年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住 所
 ふりがな
 氏 名 ⑩
 電話番号
 生年月日 (西暦) 年 月 日生

おぢカモン支援補助金交付要綱第5条の規定により、補助金交付申請資格の選定申請を行います。また、この申請に関して、小値賀町が、申請人の住民登録状況、奨学金の貸与・返還に係る状況、就労状況、町税等の納付状況を確認することに同意します。

記

奨学金等名称	
奨学金等貸与機関名称	
基本要件・個別要件充足 (予定) 日 (要綱第2条の要件を全て満たす日)	年 月 日
申請予定個別要件種別 ※該当種別にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 町内の本・支店、事業所等で就労、又は起業していること。ただし、居住又は転入事由が事業所等の人事異動又は研修異動等の場合を除く。 (要綱第2条第2号ア) <input type="checkbox"/> 町内で農業、漁業、商工業等に就業していること。(要綱第2条第2号イ) <input type="checkbox"/> 定住を目的とした研修生であること。(要綱第2条第2号ウ) <input type="checkbox"/> その他町長が認める者(要綱第2条第2号エ)
勤務先名称(若しくは個人の屋号)	
1年間の返還予定金額 (利子、繰上返済額を除く)	円
1年以上定住する意思	あり ・ なし

※添付資料

- ・奨学金返済にかかる通知書若しくはそれを証明する書類 (写)
- ・申請者の住民票
- ・未納がない証明書
- ・誓約書 (様式第2号)

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

私は関係規則を固く遵守することを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日

上記の者の誓約事項については、何事にもかかわらず連帯保証人において引き受け、小値賀町に対して損害をかけた場合は、連帯保証人において連帯責任をもって債務を履行し、責任を果たすことを誓約します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

小値賀町長 様

※添付書類

- ・申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・申請者及び連帯保証人の市町村税に未納がない証明書

※受給者が補助金の返納を滞納した場合に支払う連帯保証人の極度額については、50万円を上限とする。

様式第3号 (第5条関係)

年度おぢカモン支援補助金交付申請資格選定通知書

先に申請があったおぢカモン支援補助金について、下記のとおり選定することに決定したので通知します。

記

選定通知番号	
奨学金等貸与機関名称	
補助額	円

※来年以降の補助予定金額については、状況確認等で変動することがあります。

年 月 日

様

小値賀町長

印

様式第4号（第5条関係）

年度おぢカモン支援補助金交付申請資格不選定通知書

先に申請があったおぢカモン支援補助金について、審議の結果不選定と決定したので通知します。

年 月 日

小値賀町長

㊞

様

様式第5号 (第6条関係)

年度おちカモン支援補助金交付申請書兼請求書

補助金交付申請額	円
----------	---

おちカモン支援補助金交付要綱の規定により、上記のとおり補助金の交付を受けたいので、申請します。

年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

※添付書類

- ・ 就労証明書 (様式第6号)
- ・ 奨学金を返還したことがわかる通帳等の写し
- ・ 振込先預金通帳等の写し ※2年目以降変更がない場合は提出不要

様式第6号（第6条関係）

就 労 証 明 書

<雇用主の方へ>

この証明書は、小値賀町で奨学資金の補助を受ける証明として必要となりますので、お手数ですが必要事項に記入がないように証明願います。なお、訂正箇所がある場合は、社印等により訂正してください。

被雇用者名	
就労先名称	
就労年月日	年 月 日
仕事の内容	
就労状況	<input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 研修中 <input type="checkbox"/> 内定
就労形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> その他（ ）
就労期間	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 期間定め無し 契約の更新予定 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 （パート・アルバイトの場合は必ず記入してください）
勤務時間	時 分～ 時 分
勤務日数	<input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日
定休日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 不定休の場合（ ）

上記のとおり証明（申告）します。

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

Ⓜ

電話番号

（雇用担当者名： ）

様式第7号（第7条関係）

年度おぢカモン支援補助金交付決定通知書

先に申請があったおぢカモン支援補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付番号	
交付対象者氏名	
交付決定額	円

年 月 日

様

小値賀町長

印

様式第8号 (第8条関係)

身 上 異 動 届

小値賀町長 様

受 給 者 住 所
氏 名 ⑩
連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩
(変更があった場合新保証人)

下記のとおり、変更がありましたので届出ます。

記

区 分	異動年月日	異 動 内 容	
1 氏 名	年 月 日	旧	新
2 住 所	年 月 日	旧	
		新	
3 連帯保証人	年 月 日	旧	理由：
		新	
		新住所	
4 就労先変更	年 月 日	旧	
		新	
		新住所	

※連帯保証人に変更があった場合は、連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

※受給者が補助金の返納を滞納した場合に支払う連帯保証人の極度額については、50万円を上限とする。

様式第9号 (第9条関係)

死 亡 届

年 月 日

小値賀町長 様

連帯保証人 住 所
氏 名

㊞

おちカモン支援補助金交付要綱第9条第3項の規定にもとづき、死亡届を提出いたします。

記

死 亡 者	
死 亡 日	年 月 日

※添付書類・・・戸籍謄本